

1 3 権利擁護

- 成年後見制度
- 権利擁護
- 障害者差別解消法相談窓口

13 権利擁護

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者で、財産の管理、各種手続きや契約を行うときなどに自身で十分な判断ができない方が、不利な契約などを結ばないように法律面や生活面で支援を受けられる制度です。

(対象) 認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者

(内容) ①法定後見制度

判断能力の不十分な方が契約などを行うとき、家庭裁判所が決めた法定後見人が、サポートを行います。

②任意後見制度

将来、判断能力がおとろえた場合にそなえ、本人の希望にそってあらかじめ手続きや契約などと任意後見受任者を決めておく制度です。

(窓口) **全国各地の家庭裁判所**

さいたま家庭裁判所川越支部

川越市宮下町 2-1-3

電話番号：049-225-3560

FAX番号：049-225-7544

川越市成年後見センター（こうけん♡かわごえ）について

成年後見制度の利用を検討している方や、現在、成年後見制度に関わっている方の相談を無料で受けています。

<対象> 市内在住、在勤の方及びその関係者

<窓口> 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

川越市成年後見センター（こうけん♡かわごえ）

住所：川越市小仙波町 2-50-2

電話番号：049-225-5703

FAX：049-226-7666

川越市成年後見等制度利用支援事業について（市長申立て）

川越市では、判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び精神障害者のうち、配偶者や2親等内の親族がいない、又は4親等内の親族が成年後見の審判請求を行う見込みがない場合に、市長申立てを行います。その際、本人の所得状況等により審判請求費用や成年後見人の報酬の全部または一部を助成します。

<相談窓口>

認知症等高齢者・・・高齢者いきがい課、地域包括支援センター

知的障害者・・・障害者総合相談支援センター

精神障害者・・・障害者総合相談支援センター

<市長申立ての流れ>

1 川越市へ相談

対象者の関係者、介護保険施設、医療機関、民生委員、地域包括支援センター等から川越市への相談

	2 担当課の調査 ①本人について、成年後見等を開始する必要があるかを確認 ②2親等内の親族の確認 3 申立て 成年後見等の審判請求を行う必要があると認められ、2親等内の親族がいない、又は4親等内の親族が審判請求を行う見込みがない場合、担当課が市長申立てを行う。 4 審判 5 後見等の開始
権 利 擁 護	認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の生活上のさまざまな相談や援助を行っています。 (内 容) ①権利擁護相談 生活相談、法律相談などを実施しています。 ②福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと） 日常生活上の手続の援助、金銭管理、書類預かりなどのサービスを行っています。 ③福祉サービス苦情解決事業（埼玉県運営適正化委員会） 福祉サービスの利用に関する苦情は、事業者が苦情相談窓口を設け、利用者と事業者の話し合いで解決することが原則ですが、この話し合いで解決できない場合などは、埼玉県運営適正化委員会が相談を受け、解決に向け支援します。 (費 用) 相談は無料です。 (窓 口) <u>社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会</u> さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内 権利擁護センター（①） 電話番号：048-822-1204 F A X 番号：048-822-1406 埼玉県運営適正化委員会（③） 電話番号：048-822-1243 F A X 番号：048-822-1406 <u>社会福祉法人川越市社会福祉協議会</u> 川越市小仙波町 2-50-2 あんしんサポートねっと川越（②） 電話番号：049-227-0065 F A X 番号：049-226-7666

障害者差別解消法 相談窓口	障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談等を受け付けています。 (内 容) ①市の職員の対応について。(②③④を除きます。) ②市の学校以外の教育に関する職員の対応について。 ③市の学校に関する職員の対応について。 ④市の上下水道事業に関する職員の対応について。 ⑤民間事業者に関するものについて。 (窓 口) ①職員課 電話番号：049-224-5553 ②教育総務課 電話番号：049-224-6074 ③学校管理課 電話番号：049-224-5139 ④総務企画課 電話番号：049-223-3063 ⑤障害者福祉課 電話番号：049-224-5785
--------------------------	---